

広島県教育委員会教育長告示第一号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定によって、次のとおり指定技能教育施設の廃止の届出があった。

平成二十四年二月十六日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 クラーク高等学院広島校

2 所在地 広島市南区松原町一―二

二 廃止年月日

平成二十四年三月三十一日